

三江コミュニティ規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三江コミュニティ（以下「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市立三江地区コミュニティセンター内に置く。（所在地：豊岡市庄境626番地）

(目的)

第2条 本会は、三江地区（以下「地区」という。）内の住民及び団体等が協力し、各種の地域活動を通じて、地区における諸課題の解決を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化・スポーツ等生涯学習活動の推進に関すること。
- (2) 福祉の向上及び健康の増進に関すること。
- (3) 防災・防犯活動の推進に関すること。
- (4) 地区の活性化及び振興に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体及び三江コミュニティから認知された団体等。
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所。

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

2. 総会は、会長が招集し、議長及び書記並びに議事録署名人はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
3. 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があつたとき並びに監事から開催の請求があつたとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員の選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
4. 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 5. 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長と共に署名押印する。
 6. 総会は、公開とし会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第7条 役員は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第8条 本会に部会を置く。(別紙組織図)

2. 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
 3. 部会員は、部長が指名する者及び各区から選出された者をもって構成する。
 4. 部長は、部会員の互選により選任する。
 5. 必要に応じ、部会に副部長及び部会計を置くことができる。副部長及び部会計は、部会員の互選により選任する。
 6. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
 7. 部会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
 8. 副部長及び部会計の任期は、役員の任期に準じる。
 9. 部会は、部長が招集する。
10. 部会は、次のとおりとする。
- (1) 生涯学習部会
 - (2) 福祉部会
 - (3) 防災部会
 - (4) 特別対策部会(但し、緊急且つ新たな課題が生じた場合)

第3章 代議員

(代議員)

第9条 代議員は、区の代表者及び部会員並びに別表第1の団体から推薦のあつた者とす

る。

2. 代議員の定数は、60名以内とする。但し、代議員の構成は、別表で定める。

(代議員の任務)

第10条 代議員は、総会又は臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し決定する。

2. 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第11条 代議員の任期は、1年とし再任を妨げない。但し、充て職を含む欠員が生じた場合、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役 員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名（内1名は区長会長）
- (3) 参与2名（区長会選出）
- (4) 事務局長1名（地域マネージャー兼務）
- (5) 部長3名（生涯学習部・福祉部・防災部）
- (6) 監事2名（内1名は区長会選出）

2. 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第13条 役員は、総会において選出する。但し、会長及び副会長は、区長会の推薦（様式1号）により総会において選任する。

(役員の任務)

第14条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長（区長会長）は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 参与は、区長会との連携を図る。
- (4) 事務局長は、本会の事務及び会計をする。
- (5) 部長は、担当部会の運営にあたる。
- (6) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 充て職を含む欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長のほか必要な職員を充てる。

(1) 事務局長（地域マネージャー＝豊岡市嘱託職員）

(2) 職員1名（コミュニティ支援員＝豊岡市嘱託職員）

(3) 職員1名（本会雇用職員＝豊岡市日々雇用職員に準ずる）

但し、本会雇用する職員は、予算の範囲内とする。

3 事務局の管理運営に関する必要事項は別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

1. この規約は、平成29年3月6日から施行する。

2. 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から平成30年3月31日までとする。

3. 規約第13条に基づき選出された役員の任期については、第15条の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。